を訴えていた久間さん本人による再審への道が閉ざされました。

- (2) 仮釈放のない終身刑でも、死刑と同様、市民に安心感を与えることができます。この最高刑が導入されるならば、この処遇者は二度と社会に出られませんので、一般市民への同人による再犯はあり得ませんから、安心感を享受できるということになります。
- (3) 被害者遺族にとっても、死刑より仮釈放のない終身刑の方が早期に事件を「終結」することができます。USAで強調されている"closure"と呼ばれる、幕引きができるのです。USAだと、その幕引までには20年も30年間も必要ですが、仮釈放のない終身刑だと争わないから、早期に幕を引くことができることになるのです。
- (4) 仮釈放のない終身刑よりも死刑の方が被害者遺族への贖罪ができないことは明白です。終身刑受刑者が広い刑務所の中で働いて、そこで得たお金の一部を犯罪被害者への賠償に充てる制度です。USAでは、被害者支援の一環として、被害者遺族への贖罪の制度が存在します。わが国は、そのような制度がないのですが、終身刑に付随して、その制度の導入を検討する余地が十分にあると思います。
- (5) 終身刑の方が、実際には死刑よりコストが削減されるのではないでしょうか。確かに、死刑確定者も、速やかに執行されるならば、一番安上がりでコストがかからないと主張する方もおられます。しかし、犯罪被害者の死刑にさせたい感情や、被害者と加害者を取り巻く税金を納めている市民の気持ちも忖度することも必要です。弊害のある死刑制度の廃止と仮釈放のない終身刑の導入について、是非議論する機会をふやしたいと祈念しております。

【『年報・死刑廃止2014 袴田再審から死刑廃止へ』(インパクト出版会)158頁以下 「日本弁護士連合会の死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける活動 | 参考】

# 死刑を止めた韓国の今

"Present circumstances in Korea, Korea brings the Execution to a Halt" 朴 秉 植(Park Byungsiek)(韓国,東国大学法学部教授)

韓国では、1997年12月30日になされた最後の死刑執行以来、1人の執行もなされ

ていない。ある意味では、 死刑制度については、模範 的な国であるといえる。で は、韓国は、いかなる理由 で死刑執行を停止したのか、 現在の状況はどのようであ るか、さらに、近未来には どのような事態が予想され るのかについて、パワーポ



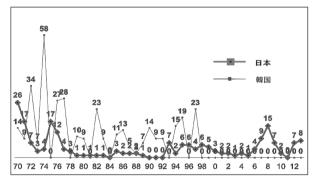
朴秉植氏

イントを用いながら、自分の見解を述べます。

### 1. 日韓の死刑執行者数(1970~2013)

1974年は、58名が死刑執行されるひどい状況でした。中国では、年間2,000人であるともいわれます。韓国の人口は5,000万人弱、人口比で20倍すると中国どころの状況ではないのです。では、日本はというと、3倍すると170人余りが執行されることになり





ます。この数字では、今現存する確定死刑囚を1年以内に執行してしまうということに等しいのです。韓国では、1997年に23人が施行されて以来、執行が停止されています。ところが、日本では、2008年に15人も執行されていて、中国の人口比にすると年間150人を殺した国と同じことになります。日本は中国と肩を並べる死刑執行の事態になります。

では、韓国は突然、死刑執行者がゼロとなったのかということについてお話しします。その理由は、イデオロギーでした。

### 2. 死刑執行にイデオロギーの影

死刑執行者の数が多かった理由は、イデオロギーでした。政権の維持、南北分断による反共主義によるものでした。最初の執行日は、1949年7月14日で、爾来、1948年から1997年の50年間(1948~1997)、902人であり、年平均18人となります。ところが、これが正確な数字と思いきや、後で判明したことですが、実は、法務部の文書保管所の火災で記録が焼失して、資料として残されている数字がこれであるにとどまるのです。

「反共」の名において、戦前の日本に存在していた治安維持法に相当する国家保安法違反で、1954年に68人が死刑に処せられました。1974年には、58人が執行され、そのうちの19人は、スパイ罪でした。さらに、死刑にとどまらず、南北分断により報道連盟員4,934人の虐殺も行われたといわれております(2009年発表)。これは、必ずしも正確な数字ではありませんし、その処刑は、裁判によるものでもありません。

### 3. 「最後」の執行

1997年12月30日に23人に対して突然の死刑執行がなされました。この執行についての金泳三大統領の言い訳は、執行された者が凶悪な犯罪者であることは当然ですが、それにとどまりませんでした。実は、韓国は、経済政策の失敗、為替管理のミス、対外的債務の弁済不能の状態に陥っていたのです。金大統領は、唐突に死刑の執行を行いました。そして、その正当化を図るために、"次期政権の負担を軽くする"と言い



ました。韓国では、政権の末期にこのようなことがよく言われますが、金泳三大統領の場合は、この事態に当てはまるものではありませんでした。次期大統領は、金大中であり、金大統領は、次期大統領となる金大中が死刑を執行しないであろうとの読みをしました。金泳三は、決して相手をおもんばかるような仲良しの間柄ではなかったのです。この執行は、ザマを見ろという形で行われたのです。

### 4. 歴代政権に死刑執行の多い政権の共通点?

第二次世界大戦後における韓国の大統領毎の死刑執行者数を時系列に示しますと、李承晩 (258人)→尹普善 (22人)→朴正熙 (473人)→崔圭夏 (0人)→全斗煥 (71人)→廬泰愚 (38人)→金泳三 (57人)です。これらの死刑執行者には、共通することがあります。それは、彼らが独裁者であるということです。彼らの死刑執行の意図は、死刑制度を凶悪な犯罪者に対するものにとどまらずに、まさしく政治的判断に基づく執行にあります。極めて、政治的な動きに基づいているのです。独裁者達の思う所は、ここにあるのです。

#### 5. 「事実上の廃止国」

韓国の大統領制の任期は5年であり、再任はありません。金大中と盧武鉉。2人合わせて、大統領の任期は10年でした。旧い大統領の任期は、4年間でしたが、この5年間の任期が大きな意味をもっていたことを、後になって気づきました。ヨーロッパの感覚からすると、また、アムネスティの評価からすると、韓国における、1997年12月30日から2007年12月30日までの10年間の執行停止は、事実上の死刑の廃止国(Abolitionist in practice)と見られるのです。この2人の大統領が死刑を執行しなかったことにより、韓国は事実上死刑の廃止国と見なされ、廃止国となったのです。この後、死刑を執行するかもしれないなど、考えられないことです。

#### 6. 国家人権委員会の「廃止」勧告

国家人権委員会は、2003年大統領府の下に置かれた組織であり、人権にかかる十大課題、とりわけ、死刑制度の改善に対応してきた組織です。当初、この委員会は、法務省下の組織としたかったといわれますが法務省にとって危ない組織かもしれないと考えられました。しかし、市民団体の批判があり、やむなく、大統領府に置かれることとなったのです。この委員会は、死刑制度に関するアンケート調査を実施し、2005年に、「死刑制度に対する国家人権委員会の意見」を公表しました。この人権委員会の意見は、それ自体、強制力はなかったのですが、死刑廃止を勧告しました。法務省の見解と対峙するものですが、死刑廃止を訴えるという、その影響力には大なるものがあったといわなければなりません。

この委員会は、死刑廃止に加えて、刑務所における収容者の処遇についても大きな改善をもたらすこととなりました。収容者に対する人権の改善を日本と韓国を比較すると、日本の刑務所における受刑者の処遇が3つ星であるとすると、韓国は、星が5つであります。今や韓国における囚人の人権は日本におけるそれと比べものになりません。このような改善は、2006年から2012年にかけて進捗され、2007年から2011年には「国家人権政策基本計画」が、2012年から2016年には「国家人権政策基本計画」が策定されました。

### 7. 誤判の問題

死刑廃止に至る歴史的な背景について、一言します。誤判の問題も出てまいりました。1975年4月8日、政治的なでっちあげ事件、スパイ嫌疑の人民革命党事件が勃発し、多くの人々を死刑にしました。ところが、30年後の2007年8月にソウル地裁は、被告人らに無罪判決を下し、国家機関の不法行為を認定し、被告本人とその家族らに謝罪すると共に、19億ウォンの国家賠償の支払いを命じました。しかし、ある者は、この事件が政治的な弾圧であって誤判でないと主張しております。私は、政治的な弾圧であれ、誤判であれ、死刑制度がなければ、これらの人々の命が奪われることがなかったはずだと思います。死刑存置論者は、誤判問題に沈黙する死刑存置論者に他ならず、誤判は、司法システム維持のための原価償却費であるとしているのです。

#### 8. 憲法裁判所の合憲決定

韓国には、憲法裁判所があります。ドイツの制度を見習いました。憲法問題に係るときには、憲法裁判所の意見を求めるようになりました。大法院では、1983年、1990年、1991年に死刑制度の違憲性についての判断がなされましたが、いずれも、15対ゼロで合憲とされました。ところが、憲法裁判所ではどのようであったかといいますと、まず、憲法裁判所で違憲と判断されるためには、その構成員である9名の内、過半数ではなく、3分の2の絶対過半数が必要です。1993年で違憲の意見はありませんでした。ところが、1996年には、合憲(7名)に対して、違憲とする者が2名でました。そして、2010年には、合憲とする者が5名であるのに対して、違

憲とする者が4名となりました。現在,死刑制度の違憲審査がなされるとすれば, どのような結果になるか、逆転するかもしれません。

### 9. 李明博大統領(2009年2月2日)の企画

これら2人の大統領の後の、李明徳大統領は、超保守的な大統領であり、非常に評価の低い大統領でした。とにかく、お金だけしか知らない、それを指向する大統領でした。李大統領は、お金だけしか知らなかったので、そのために死刑を執行できなくなったのです。すなわち、経済大統領を自認する李は、ヨーロッパにFTA(自由貿易協定)交渉を申し入れました。ところが、EU側は、FTAについて合意するために、韓国側に死刑廃止の誓約書を求めました。法務部は、今まで10年間死刑を執行していないと主張したことに対して、EU側は、「信用できない」と述べ、「裁判所が死刑を宣告しても執行しない」という誓約書を求めたのです。帰国後、その書面を法務部長官に求めたところ、拒否されたのです。外務大臣は、「お前達が誓約書を書いてくれないのでFTAができなくなる」、それを大統領にそのまま報告する。その結果、法務部長官は、この書面を作成後、外務部長官に渡し、EU側のテリー・ディビス事務局長にこの誓約書を送付することになり、FTAも締結されました。そして、この誓約書については、秘密事項とされたのです。

ところが、2010年に死刑判決の違憲に関する裁判において、EU側のテリー・ディビス事務局長からこの誓約書が憲法裁判所に提出されたことにより、同年3月の国会の司法委員会で暴露されることになりました。一国の法務部長官がメンツもなしに、お金のために死刑制度を廃止するというのかという批判です。同長官は、私も書面の作成はしたくはなかったが、FTAの締結のために、大統領の許諾の下で行われた。不満があれば、大統領に言えということで、与党の議員からの批判はこれで曖昧に終わりました。

続いて、おもしろいことが起きました。ヨーロッパ評議会との犯罪者引渡条約の締結の効果です。ヨーロッパ側は、条約の中に、犯罪人を死刑とするようであれば、犯罪人を引き渡さないという文言をいれよと主張したのです。韓国は、結局、それを呑まざるをえなかったのです。この条約では、対ヨーロッパの関係で絶対に死刑はできません。しかし、憲法には、法の下における平等が規定されており、他の国

民についても同等の取り扱いが必要とされることになるのです。

第11条(死刑) 引渡しを請求された国の法律によって死刑で処罰されうる犯罪, あるいはそのような犯罪に関して死刑で処罰されうる犯罪に関して, 被請求国の法律によっては死刑で処罰されないか, 一般的に執行されない場合, 請求国が被請求国に死刑で処罰されないことを信ずるに十分な保障を提供しない限り, 引き渡し請求は断ることができる。

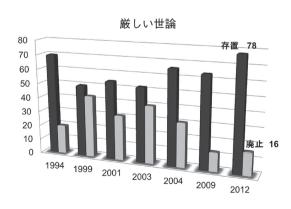
#### 10. 減らない死刑犯罪

しかし, 死刑相当犯罪を規定した法律は, 従前のままです。全く変わっておりません。22の法律を以下に紹介します。

刑法,特定犯罪加重処罰法,暴力行為処罰法,性暴力犯罪処罰特例法,国家保安法,麻薬類管理法,麻薬類不法取引防止特例法,保健犯罪取締特別措置法,臟器移植法,文化財保護法,国際刑事裁判所管轄犯罪処罰法,韓国造幣公社法,航空法,航空安全保安法,船舶·海上構造物危害行為処罰法,原子力法,原子力施設防護法,放射性廃棄物管理法,化学·生物武器禁止法,特定在来式武器使用規制法,戦闘警察隊設置法,軍刑法(42/94)

### 11. 厳しい世論

現在の死刑廃止に関する賛否の世論は、グラフが示すように相当に厳しい。1999年には相半ばする内容でしたが、2012年の調査では、存置賛成は、78パーセント、廃止賛成は、僅か16パーセントにとどまっているのです。以前と比べると、信じがたい数値ですが、韓国では、一定の間隔で世論調査は行われません。法務部がたま

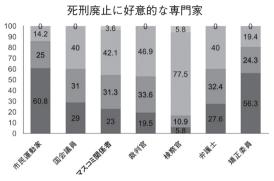


に行うこの調査は、死刑執行の名目を作るときに行われるのです。そのためだけにやるのです。調査の時期が悪い。ちょうど凶悪事件が起きた後に行われた調査だからです。「この調査はおかしいな」と思っていると、調査をした当局者も、このグラフに注意事項を記載していて、ちょ

うどある事件が起きた直後になされた調査で、数字を鵜呑みにしないでほしいと書いてあるのです。

### 12. 死刑廃止に好意的な専門家

一般国民と有識者(裁判官,検察官,弁護士)との間には、その見解に顕著な違いが見られます。そして日本では教誨師と呼ばれる人々は、すぐ廃止とする方が多数で、検察官は存置・慎重執行が圧倒的に多数ですが、これはいわば職業病で、立場上しようがない。それ以外の法曹は、廃止の方が多い。



■すぐ廃止 ■いづれ廃止 ■存置・慎重執行 ■もっと執行

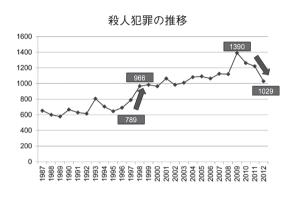
### 13. 「死刑廃止」を謳う法曹界

韓国における死刑の問題は、とても面白い。韓国では、人事聴聞会の当然の質問事項になっております。日本と違いまして、この国では、最高裁判所(大法院)長官、憲法裁判所長官、大法官、最高裁の判事等は、任命の前に国会で叩かれるのです。このときに必ず質問がなされます。あなたは死刑制度についてどのように思いますか、それに対して大抵の人は、私は死刑制度について反対ですと答えるのです。

ところで、梁承泰現大法院(最高裁)長官は、このように答えました。「何度も言ったけれども、私は根本的に死刑制度が廃止されるよう望む者であります。ただ、この死刑制度を法律が残しているのでありますから致し方ありません。是非その法律を廃止してください。死刑を廃止するか否かは何らかの哲学的な根拠によるよりは、全国民的にその部分について共感が得られるべきだと思います、一部の国民は本気で応報的な要素に相当な意味をおく人も少ないからです。それで、死刑の存廃についてはより多くかつ広範囲の国民的な合意があることを期待しております。」

韓国では、日本の現職の裁判官と異なり公正だからといって、価値中立的である などと言うことはありません。自分の主張をなして当然なのです。死刑廃止論者が 裁判官になって、偶然凶悪事件が自分に廻ってきたときに、自分の職業的な良心からこの事件の審理を辞退しますと言ってもかまわないと思います。韓国では、現職だからといって裁判官でも自分の意見を言って当然であるのです。現在の最高裁判所の多数の裁判官が、死刑廃止に与していると色分けができるのです。

#### 14. 殺人犯罪の推移と死刑の犯罪抑止効果がないこと



死刑制度を肯定する理由として、 殺人犯罪の抑制的効果が指摘されています。死刑を廃止すると凶悪な 殺人事件が増加するであろうという主張です。このグラフを見ると右 方上がりに増加しております。部分 的に検討を加えてみますと、1997年 の最後の大量処刑の後、死刑犯罪者

は789人でした。そして23人を殺す殺人事件が起きます。死刑があるのだから、ビビルはずです。殺人を止めてしまうはずですが、翌年には966人に増加しています。その後、その数が、2009年には1,390人まで増加したのですが、その後減少し、2012年には1,029人となっております。では、この下落する事態をどのように理解すればよいでしょうか。実を言えば、殺人の増減と死刑の存置の有無は無関係なのです。殺人事件は、警察がいくら配慮しても、窃盗罪とは異なり、殺人事件などの凶悪事件を防止することはできないのです。

#### 15. 第1審と控訴審の死刑確定

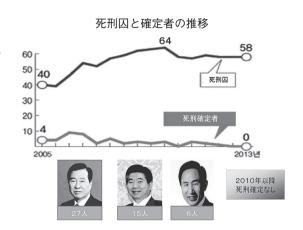
次に、第1審と控訴審における、 死刑確定の変化の動きを検討することにします。1990年代までは、死刑 確定者の数は急上昇します。1994年 には35人です。ところが、その後、 その数を上下しながら、2007年には



第1審もゼロとなります。2007年以降, 第1審は5名以内, 控訴審はゼロまたは1 名です。

### 16. 死刑囚と確定者の推移

では、最高裁は、どのような状況であるかについてお話しします。厳しくありません。2010年以降、1人の確定者もおりません。最高の時は、死刑確定者は、64名までありましたが、2013年時点では58名です。その内容を政権別に見てみますと、金大中大統領のときに27人、盧武鉉のときは15名、李明



徳のときは6人,現在の朴大統領はゼロです。一体,昔の死刑判決はどういうことであったのか。裁判官に聞くと面白い答えが返ってきます。いくら悩んで死刑判決書を作成しても,執行もしてくれないから,面白くない,もう嫌だ。そのような状況で,司法界が大きく変わってしまったのです。では,刑務所で,死刑執行する刑務官はどのようになったのでしょうか。執行のマニュアルは秘密事項です。それは,あるのですが,17年間執行しなかったことによりできなくなり,やれる人もいなくなってしまった。このような状況になっているのです。

### 17. 死刑廃止法案と終身刑

廃止法案と終身刑についてお話をします。最初に、日本と同様に、廃止法案が1999年に出るのですが、最高刑の死刑だけをとって、無期刑を最高刑にしようと言うことで終わりました。ところが、このような法案を全く認めてくれない(賛同者91人)。そこで、2001年には、無期刑を基本としつつも、条件付きで、15年間仮釈放・恩赦なしという内容の工夫した法案が策定されました(155人)。3番目に、2004年に、仮釈放のない終身刑という内容の法案が出てくるのです(175人)。実は、私が、この法案の内容を持ち込みました。しかし、最初、大反発を受けたのです。

特に宗教界が大反発をしたのです。人権侵害だというのがその理由です。そして、死刑存置論者も同様に反発しました。同じ理由で。人権侵害の死刑を廃止しようとした終身刑も人権侵害だというのです。終身刑は死刑よりも残酷だというのです。殺すなら、早く殺した方がいいはずだと。ある教誨師は、確定死刑囚に、死刑にするならすぐに執行してほしいと言われたというので、私もある死刑確定囚を尋ねて聴いてみました。そしたら、死刑を廃止して、執行しないで終身刑となったらどのように思うかと聞いてみたら、是非そうしてほしいというのです。私は、宗教界や教誨師の人が自分の意見を広めるために嘘をついているといわざるをえないのです。そして、この法案は、採択にまで至らず、廃案となりました。

さらに、2008年には、同一趣旨ですが、内容が厳格な、仮釈放・減刑・恩赦のない終身刑の法案が出てきました(101人)。しかし、この法案には、恩赦・赦免のような政治的要素を内容として含むものであり、結局、廃案となりました。現在では、死刑廃止法案が採択されることは無理でしょう。

#### 18. 変わった死刑囚の処遇

しかし、死刑囚の処遇にも変化があります。死刑囚は、形式的には、未決囚であります。既決囚は、執行されて初めて、既決囚となるのです。ですから、未決であるとすると、長期間ただ食いするし、執行もできないし、警務作業、労働をさせることもできない。それはおかしいということで、新しい法律を制定して、これらの人々について、「死刑確定者」の概念を創設し、そのように位置づけることにしました。このようにして、「所長は死刑確定者の心理的安定および円満な収容生活のための教育または教化プログラムを実施するか、申込みにより作業を与えることができる」ことになりました。矯正本部の消息筋によると、現在58名の内30人ほどが、一般囚と一緒に作業をしております。胸に赤色の番号札を付けておりますが、場合によっては、赤い番号札を黄色の札に代えることもなされうるとされているようです。また、確定死刑囚には、作業奨励金として、毎月13万から20万ウォンの作業奨励金がでております。死刑確定囚は怖い存在だと思われますが事実ではありません。傷害致死罪で入所している者の方がよほど怖いのです。とにかく、これらの確定死刑囚は、面接が優遇され、勤務時間以外でも面接可能であり、面接時間と回数も増

やせるのであり、遮蔽のない場所でも面接が可能となっております。

#### 19. 死刑廃止の見通しは?

今の朴大統領は、非常に怖い人間であります。史上最大の473名の死刑執行者であった父親朴正熙と15年間一緒に青瓦台で遊んで、生活していたので、今後どうなるかは、極めて、不安定であると言わざるをえません。死刑無執行に慣れつつある人々には、「執行なし」という安心感が広がっております。その結果、死刑の廃止に対しては、宗教界も消極的です。市民運動も萎んでいるのです。

ところが、そのような状況の下で、指導者のリスクがあります。朴槿恵大統領は、「死刑維持」と公言しております。そして、以下のように述べております、「そのようなことを犯した人も死にうるというその警告を送るレヴェルで、死刑制度はあるべきです。死刑制度そのものがよいとは言いませんが、凶悪な事件に対して、わが社会で『お前も死にうる』というのは必ずあるべきです」。朴大統領の姿勢は、死刑の維持であり、死刑もとりあえずは執行しないが、死刑の廃止もしないということです。

#### 20. 現在の雰囲気

あと3年経つならば、死刑執行停止後20年となります。私は、この事態を数学の重心法を用いて判断するに、一方には、法律上の存置国として死刑ができる、他方には、事実上の廃止国として執行ができない状態を置いて、これらを比較すると、どちらが優勢であるといえるでしょうか。私たちは、殺し屋の父を持つ娘(朴槿恵)が殺しを止めて死刑制度を廃止することを誘う、これはとても面白いことです。オレオレ詐欺かもしれませんが、そのような隙を与える。しかし、結論としては、同居しているのですが、事実上の廃止国に重きがあることは確かです。

#### 21. お願い

私の理論は「日本製」(made in Japan)です。私の人生の6分の1は、日本における10年間の生活でした。ですから、私のDNAの6分の1は、日本製です。しかし、今の日本、頼りない日本であると言わざるをえません。「まさか」が「またか」

というのが、日本における死刑を巡る状況ではないでしょうか。私は、日本における死刑の在り方について問いたいと思います。「これ以上殺すなかれ」。「執行しなくても大丈夫である」、「廃止しても大丈夫」。

アベノミクスのかの安倍首相の口癖は,死刑制度の廃止の口上には,ごもっとも, ぴったりなのです。死刑制度の廃止,「やればできる」,「この道しかない」,「皆さん, ともに進もうではありませんか」。

## 死刑制度に対するEUの視座

"European Perspectives on the Death Penalty"

ダヴィド・ミリオ (Mr. David Milliot) (駐日EU代表部 2 等書記官(政治経済部)) 通訳:中西優美子 (一橋大学法学部教授)



中西氏とダヴィド・ミリオ氏

まず、私は、このフォーラムを企画された皆様方に感謝いたします。特に、本フォーラムをアレンジされた専修大学の皆様方に感謝いたしたく存じます。

今日は、この深刻な問題に ついてお話しする絶好の機会 です。私は、ヨーロッパにお ける死刑廃止の概観と、我々

が当初の経済的な共同体から価値を共有する統合体に進化したように、いかに死刑の廃止が EU の価値の中心となったかについて、皆様にお話ししたく存じます。

#### 1. EU. 死刑廃止の解放区域

EUにとっては、人権が我々の同一性の中枢にあり、そして、我々が世界中でなすことの核心に位置づけられます。我々の歴史は、EUを構成する28か国を横断し